

第6回高知県談合防止対策検討委員会

日 時：令和6年1月18日（木）
13：30 から 15：30 まで

場 所：高知市本町5丁目3番20号
高知共済会館 3階 桜の間

次 第

1 開会

土木部長挨拶

2 議題

(1) 再発防止のための入札制度改正等の具体案概要及び
違反事業者への聞き取り調査結果について（概要版）

（公表資料）

(2) 違反事業者への聞き取り調査結果について
（事業者の状況や今後のコンプライアンスの確立に向けた
予定等について）

(3) 指名停止期間について
（最初に自主申告した事業者に対する指名停止について）

（非公表）

(4) 報告書（案）
これまでの検証と今後取り組むべき対策について

3 閉会

第6回談合防止対策検討委員会に提案する入札制度改正等の概要(案)

第5回談合防止検討委員会での意見を踏まえ、最初に自主申告した事業者への指名停止期間案などを報告する。

また、報告書の見直し案及び最終報告への対応状況を提示し、報告書のとりまとめを行う。

1. 違反事業者(14者)への聞き取り調査結果について

- ・ 事業者の状況や今後のコンプライアンスの確立に向けた予定などを報告する。

2. 指名停止期間について

- ・ 立入り調査前に、通報などの自浄作用を後押しするという観点から、最初に自主申告した事業者(課徴金減免制度が適用され、課徴金が全額免除となった事業者)に対し、さらなるインセンティブを設ける内容に変更する。

3. 報告書(案)及び最終報告への対応状況

- ・ 報告書(案)を提示し、今後取り組むべき談合防止対策に対する入札契約制度改正等の内容を整理した上で、報告書のとりまとめを行う。

違反事業者への聞き取り調査結果について(概要版)

【実施方法】

- ・ 日時:令和5年11月21日(火)~11月30日(木) 9時~16時(全14者個別に1時間程度)
- ・ 場所:公文書館 3F 会議室

【主な聞き取り内容】

1 談合を行う(談合に参加する)に至った理由、背景、思いについて

- ・ 談合は、古くからの慣例に則って行われてきたもので、先代や前担当者から行われており、理由は分からないが、安定的な受注の確保による従業員の雇用や業界各社の共存などのため行われた。
- ・ 談合の違法性や止めなければという思いもあったが、地質調査業界の方針でもあったため、他の事業者に不利益を与えることになってはならないと思い、止められなかった。

2 談合の具体的な方法について

- ・ 公正取引委員会の公表資料にあるとおり、入札参加業者が幹事会社に連絡し、点数制、希望制、設計協力、継続性により、受注者を決定し、受注者となった場合は、概ね予定価格の89%から92%以下(未満)で応札し、受注者とならなかった場合は、概ね予定価格の92%から100%で応札していた。

3 事業計画について

- ・ 手持ちの業務等は、概ね数件から数十件、公共事業及び民間の受注があるが、ほとんどの事業者が県の指名停止後は、新たな受注がない。
- ・ 課徴金などの資金計画については、ほとんどの事業者が内部留保や預貯金、金融機関からの借入れ、資産の売却により支払い予定だが、資金の目途が立っていない事業者もいる。
- ・ 従業員の雇用や給与の調整については、ほとんどの事業者が調整を行わないが、今後の受注状況により改めて検討する。また、一部の事業者は、既に調整済みである。

4 県の入札制度について

- ・ 最低制限価格によるくじ引き入札では、企業努力が報われないため、企業及び技術者を適切に評価する総合評価方式の導入が入札制度の改善につながる。
- ・ 総合評価方式の導入により、優位に立つ業者が生まれ、県内外の大手企業中心の受注となるため、零細企業は淘汰される恐れがある。
- ・ 予定価格の事後公表と、入札金額の根拠資料の確認が必要である。
- ・ ペナルティ(罰則)を強化することは効果的だが、課徴金や受注額の多寡、既に談合と決別している場合などは、指名停止などのペナルティの軽減も必要である。
- ・ 違約金の倍増や指名停止期間の延長、建設業許可や入札参加資格の取消し、談合で受注した業務に関わる技術職員の資格及び実績の取消しが必要である。
- ・ 事前に自主申告した事業者も他の事業者と同様の措置が必要である。

5 コンプライアンスの確立について

- ・ コンプライアンス基本方針の策定、遵守及びコンプライアンスの定期的な社内研修を実施することとし、相談窓口及び内部通報窓口を再構築する。